

港区中小企業ガイド申込受付について

場 所 港区役所 3階 産業振興課 (港区芝公園1-5-25)
持 参 申込書、PR写真2種(写真は希望により掲載)
問い合わせ先 港区産業・地域振興支援部産業振興課産業振興係
TEL 3578-2111 内線2561
FAX 3578-2559

港区中小企業ガイド作成要領

- 1 区内中小企業情報をホームページ上で情報提供を行い、中小企業の受注拡大の一助とすることを目的とします。
- 2 中小企業ガイド掲載できる企業は、港区内に住所を有し、中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)第2条に規定する、次の会社及び個人であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業等を営む事業者を除きます。
 - (1) 製造業等にあつては、資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社、並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
 - (2) 卸売業にあつては、資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社、並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
 - (3) サービス業にあつては、資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社、並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
 - (4) 小売業・飲食業にあつては、資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社、並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
 - (5) 所在地・連絡先が区内にある中小企業団体等
- 3 中小企業ガイドの掲載は原則事業所単位とします。
- 4 本申込書に記入された情報については、データベース化し、港区産業観光ネットワーク(MINATOあらかると)中小企業ガイドの中小企業情報ページになります。ただし、記入された情報について、区が次のいずれかにより掲載することが不適当と認めるものについては、掲載しないか、又はその項目について省略して掲載します。
 - (1) 区外転出、廃業が確認されたとき。
 - (2) 住所、電話番号等が変更になっても届け出がなく連絡が取れないとき。
 - (3) 掲載項目に対する掲載文字数が過大であると判断するとき。
 - (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (5) その他、産業振興課が特に掲載を不適当と認めるとき。
- 5 中小企業情報ページの情報訂正については、変更箇所をFAXにて送付ください。インターネット上からも変更できますが、IDやパスワードが必要ですので、詳細はお問い合わせください。
- 6 企業PR用の写真は、2枚まで掲載できます。文字情報の掲載より若干反映が遅れます。プリント版かデータ(フロッピーまたはCD-ROM)でお持ち下さい。なお、本申込時に提出された写真については、返却できません。
- 7 本事業は、区内中小企業の受注拡大を目的としていますが、すべての中小企業の受注拡大を約束するものではありません。また、港区と契約をする場合において有利になるものではありません。